

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱

平成28年2月29日	観観産第690号
平成28年4月11日	国総支第2号 国鉄都第6号-1 国鉄事第9号 国自旅第5号 国海内第2号 観観産第1号 観参第6号
平成28年6月10日	国総支第23号 国総物第16号 国鉄総第50号 国鉄都第36号 国鉄事第70号 国自旅第49号 国海内第27号 国港産第26号 国空ネ企第34号 国空事第1087号 観参第49号
平成28年11月28日	国総支第43号 国総物第64号 国鉄総第184号 国鉄都第73号 国鉄事第198号 国自旅第208号 国海内第106号 国港総第302号 国空ネ企第126号 国空事第4463号 観参第186号
平成29年3月15日	国総支第61号 国総物第101号 国鉄総第296号 国鉄都第132号 国鉄事第319号 国自旅第378号

	国海内第173号
	国港総第491号
	国空ネ企第169号
	国空事第7252号
	国空環第78号
	観参第266号
平成30年3月28日	国総支第63号
	国総物第144号
	国鉄総第326号
	国鉄都第178号
	国鉄事第257号
	国自旅第295号
	国海内第188号
	国港総第598号
	国空事第1073号
	国空業第166号
	観産第830号
	観参第295号
平成30年10月4日	国鉄総第201号
	国自旅第159号
	国海内第66号
	国港総第344号
	国空事第827号
	国官参空第23号
	観参第270号
平成31年2月19日	国総支第43号
	国鉄総第344号
	国自旅第23号
	国海内第207号
	国空事第1482号
	国官参空第63号
	観産第641号
	観参第603号
平成31年4月26日	国総支第15号
	国総物第14号
	国鉄総第46号
	国鉄都第40号
	国鉄事第44号

国自旅第32号
国海内第23号
国港総第62号
国空事第140号
国官参空第12号
観産第22号
観参第106号

目次

第1編 共通事項（第1条―第3条）

第2編 宿泊施設インバウンド対応支援事業

第1節 宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業（第4条―第24条）

第2節 宿泊施設バリアフリー化促進事業（第25条―第28条）

第3編 交通サービスインバウンド対応支援事業

第1節 総則（第29条）

第2節 交通サービス利便向上促進等事業
（第30条―第56条）

第3節 交通サービス調査事業（第57条―第80条）

第4編 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業
（第81条―第99条）

第1編 共通事項

第1条 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日

外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とする。

- 一 訪日外国人旅行者が安心して快適に滞在できる環境を整備するため、宿泊施設におけるインバウンド対応及びバリアフリー化を実施する事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。）
- 二 訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するために、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・移動経路・情報提供・交通サービスに係るインバウンド対応を実施する事業（以下「交通サービスインバウンド対応支援事業」という。）
- 三 訪日外国人旅行者が、全国津々浦々で、安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備に取り組むことにより、地方での消費拡大を図る事業（以下「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」という。）

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」とは、宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が、当該宿泊事業者の訪日外国人旅行者の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人旅行者の宿泊者数の向上を図る事業をいう。
- 二 「宿泊施設バリアフリー化促進事業」とは、宿泊事業者が、当該宿泊事業者の宿泊施設のバリアフリー化を促進することにより、当該宿泊施設における高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心の確保を図る事業をいう。
- 三 「交通サービス利便向上促進事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るためにより制約の少ないシステムの導入等を行う事業及び訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等を行う事業をいう。
- 四 「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、鉄軌道車両設備の整備等を行う事業をいう。
- 五 「交通サービス調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業
 - ロ 訪日外国人旅行者等の交通サービスの利用促進に係る事業及び当該事業の効果等の評価に係る事業
- 六 「公共交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ニ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするもの限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）及び同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を営む者
 - ホ 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者
- 七 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。

第2編 宿泊施設インバウンド対応支援事業

第1節 宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は複数の宿泊事業者その他関係する事業者等により構成される団体（以下「宿泊事業者等団体」という。）及びその構成員である宿泊事業者（以下「構成員宿泊事業者」という。）並びにDMO（DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人）又は地方公共団体と連携して地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるために具体的な取組を行っている宿泊事業者（以下「特定宿泊事業者」という。）とする。

(補助要件)

第5条 宿泊事業者等団体若しくは構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者が補助を受けるためには、宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者が構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるための計画（以下「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）を策定し、当該計画について国土交通大臣（以下「大臣」という。）の認定を受けなければならない。

2 宿泊事業者等団体が策定する訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画においては、様式第1-1により、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 宿泊事業者等団体の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先
- 二 宿泊事業者等団体の構成員の名称、住所、事業内容、代表者の氏名及びその連絡先
- 三 構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働の現状とその分析
- 四 構成員宿泊事業者（補助を受けようとする者に限る。以下同じ。）全体の宿泊施設の平均客室稼働率（以下「全体稼働率」という。）と構成員宿泊事業者の宿泊施設の訪日外国人宿泊者数の合計（以下「合計外客宿泊者数」という。）の現状及び目標
- 五 前号の目標を達成するために宿泊事業者等団体が行う事業（以下「団体事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに団体事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 六 第4号の目標を達成するために各構成員宿泊事業者が行う事業（以下「個別事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに個別事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 七 団体事業又は個別事業の実施により第4号の目標達成が見込まれる理由
- 八 訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき団体事業又は個別事業を行うこと並びに本要綱に基づく大臣への報告及び当該報告に係る大臣による公表についての構成員の同意

- 3 特定宿泊事業者が策定する訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画においては、様式第1-1により、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定宿泊事業者の名称、住所、事業内容、代表者の氏名及びその連絡先
 - 二 特定宿泊事業者の宿泊施設の稼働の現状とその分析
 - 三 特定宿泊事業者の客室稼働率と訪日外国人宿泊者数の現状及び目標
 - 四 前号の目標を達成するために特定宿泊事業者が行う事業（以下「特定事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 五 特定事業の実施により第3号の目標達成が見込まれる理由
- 4 宿泊事業者等団体は、五以上の構成員宿泊事業者で構成されなければならない。
- 5 大臣は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させる効果が特に高いと認められる訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に対して認定を行い、様式第1-2による計画認定通知書により宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者に通知するものとし、当該認定を行った訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（以下「認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）については、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。
 - 一 宿泊事業者等団体を構成する宿泊事業者数の数が多いこと（宿泊事業者等団体の申請に係るものに限る。）
 - 二 第2項第4号又は第3項第3号の目標が各号の現状に比して高い目標であること
 - 三 団体事業若しくは個別事業又は特定事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと
 - 四 第2項第7号又は第3項第5号の目標達成が見込まれる理由が合理的であること
- 6 大臣は、前項の認定を行うに当たっては、有識者委員会の意見を聴くものとする。
- 7 第5項の認定を受けた宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画を変更しようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- 8 大臣は、第5項の認定を受けた宿泊事業者等団体若しくはその構成員宿泊事業者又は同項の認定を受けた特定宿泊事業者が、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（前項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に従って、事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（交付の対象）

第6条 大臣は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき宿泊事業者等団体若しくは構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者が行う事業（以下この節において「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予

算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 補助対象経費は別表 1 に掲げるものに限る。

(認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の実施状況の報告)

第 7 条 宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者は、補助対象事業の完了時期から二年の間、一年毎に認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の実施状況について、様式第 1－3 により、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、大臣に提出するものとする。

- 一 宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先
- 二 目標とそれに対する実績値の推移
- 三 認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき宿泊事業者等団体若しくは構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者が実施した事業の具体的内容及び実施時期並びにこれらの事業を実施するために要した資金の額
- 四 構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の月毎の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数
- 五 目標を達成した理由（達成できなかった場合はその理由）その他事業評価に関する事項及び当該事業評価を踏まえた次の一年間における事業の改善策

2 大臣は、前項の報告書の提出を受けた時は、当該報告書に関する有識者委員会の意見を付した上で、速やかに国土交通省のホームページにおいて当該報告書を公表するものとする。

(補助金交付申請)

第 8 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第 1－5 による補助金交付申請書を大臣へ提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、様式第 1－6 により課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付の決定及び通知)

第 9 条 大臣は、前条第 1 項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において交付

決定を行い、様式第1-7による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を附することができる。

3 大臣は、申請書類の審査等により補助金の交付について疑義等が生じた場合、速やかに指摘事項を申請者に通知し、補正を求めるものとする。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ様式第1-8による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第11条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第1-9による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を附することができる。

(交付申請の取下げ)

第12条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第1-10による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の中止等)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第1-11による補助対象事業の中止申請書又は様式第1-12による廃止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、速やかに様式第1-13により、その旨を報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第1-14による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。

3 大臣は、補助対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを補助対象事業者に命ずることができる。

(実績報告)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第1-15による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第16条 大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第1-16による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第1-17による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

第18条 大臣は、第13条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第9条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税仕入控除額が確定したときは、様式第1-18を速やかに提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金の額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（取得財産等の管理等）

第20条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第22条第1項及び同条第2項に規定するものについて、様式第1-19による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

（財産の帰属等）

第21条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

（財産の処分の制限）

第22条 補助対象事業者は、取得財産について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第1-20により大臣の承認を得なければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(書類の保存義務)

第23条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出等)

第24条 この要綱(第2編第1節に限る。)に定める申請書その他の書類は、第4条に規定する宿泊事業者等団体を通じて提出するものとする。

第2節 宿泊施設バリアフリー化促進事業

(補助対象事業者)

第25条 補助対象事業者は、宿泊事業者とする。ただし、平成30年度第2次補正予算を充当するものについては、地方公共団体と災害時における宿泊施設の提供に関する協定(高齢者、障害者等の要配慮者への提供が定められたものに限る。)を締結している組合等に所属している宿泊事業者又は地方公共団体と直接に当該協定を締結している宿泊事業者であって、訪日外国人旅行者の高齢者、障害者等を宿泊させた実績を有している者に限る。

(補助要件)

第26条 宿泊事業者が補助を受けるためには、当該宿泊事業者が、高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者が安全・安心に滞在できるように宿泊施設のバリアフリー化を促進する事業を実施するための計画(以下「宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」という。)を策定し、当該計画について大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前項の宿泊施設バリアフリー化促進事業計画においては、様式第1-1-2により、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 宿泊事業者の名称、住所、事業内容、総客室数、代表者の氏名及びその連絡先
 - 二 宿泊事業者の宿泊施設のバリアフリー化の現在の整備状況及び訪日外国人宿泊者数の現状
 - 三 宿泊事業者のバリアフリー化の整備目標
 - 四 第3号の目標を達成するために宿泊事業者が行う事業の具体的な内容及びその実施時期並びに事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 五 前号の事業の実施により第3号の整備目標の達成が見込まれる理由
 - 六 宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に基づき第4号の事業を行うこと並びに本要綱に基づく大臣への報告及び当該報告に係る大臣による公表についての宿泊事業者の同意
- 3 大臣は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、宿泊施設のバリアフリー化を促進

する効果が特に高いと認められる宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に対して認定を行い、様式第1-2-2による計画認定通知書により宿泊事業者に通知するものとし、当該認定を行った宿泊施設バリアフリー化促進事業計画（以下「認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」という。）については、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。

- 一 第2項第3号の整備目標が同項第2号の現在の整備状況に比して高い目標であること
 - 二 第2項第4号の事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと
 - 三 第2項第4号の事業の具体的な内容が宿泊施設のバリアフリー化を促進するため必要なものであること
 - 四 第2項第5号の目標達成が見込まれる理由が合理的であること
 - 五 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を踏まえ、高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心の確保のために重要な宿泊施設と認められること
- 4 大臣は、前項の認定を行うにあたっては、有識者委員会の意見を聴くものとする。
- 5 第3項の認定を受けた宿泊事業者（以下「認定宿泊事業者」という。）は、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画を変更しようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- 6 大臣は、認定宿泊事業者が、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画（前項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に従って、事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（交付の対象）

第27条 大臣は、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に基づき宿泊事業者が行う事業（以下この節において「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

- 2 補助対象経費は別表1-2に掲げるものに限る。

（準用規定）

第28条 第8条から第23条までの規定は、前条第1項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第9条中「様式第1-7」とあるのは「様式第1-7-2」と読み替えるものとする。

第3編 交通サービスインバウンド対応支援事業

第1節 総則

(事業実施計画の策定)

第29条 交通サービスインバウンド対応支援事業の実施に当たっては、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議（以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。）において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、当該計画を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の事業実施計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 地方ブロックにおけるインバウンド観光の現状（地方ブロック内の訪日外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。）と課題
 - 二 地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み、新たな交通網の形成等
 - 三 地方ブロックにおいて推進する観光施策
 - 四 前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業
 - 五 前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標
- 3 大臣は、提出された事業実施計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助言した上で、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。
 - 一 事業実施計画が政府全体の観光施策と整合していること
 - 二 実施しようとする事業が合理的であること
- 4 第1項の事業実施計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第2節 交通サービス利便向上促進等事業

第1款 交通サービス利便向上促進事業

(補助対象事業等)

第30条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 本款における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表2に定めるものとする。

(補助金の額)

第31条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表2に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第32条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第2-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

2 LRTプロジェクト実施要綱(平成18年4月12日)に基づき、鉄軌道事業者、地方公共団体及び地域の企業・NPO・住民から構成される協議会等が策定する計画(以下「LRT整備計画」という。)に基づき実施されるLRTシステムの整備に要する経費に係る事業である場合については、当該LRT整備計画の写しを申請書に添付するものとする。

3 次に掲げる事業(LRTシステム又はBRTシステムの整備に係るものに限る。)である場合については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計画等の写しを添付するものとする。

一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)及び活性化法第27条の2第1項に規定する地域公共交通再編実施計画(活性化法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。以下「再編計画」という。)に基づいて実施される事業 再編計画

二 形成計画及び再編計画並びに立地適正化計画(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する計画をいう。)及び都市・地域総合交通戦略(都市・地域総合交通戦略要綱(平成21年3月16日)に基づき策定されたものであって、同要綱の定めるところにより大臣の認定を受けたものに限る。以下「都市交通戦略」という。)の双方に基づいて実施される事業 再編計画及び都市交通戦略

三 形成計画及び再編計画並びに軌道運送高度化実施計画(活性化法第8条第1項に掲げる計画であって、活性化法第9条第3項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。)又は道路運送高度化実施計画(活性化法第13条第1項に掲げる計画であって、活性化法第14条第3項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。) 再編計画及び軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画

(交付の決定及び通知)

第33条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第34条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第2-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表2に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第2-4による変更届を大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第35条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があつたときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第2-5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第36条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第37条 補助対象事業者は、大臣の要求があつた場合には、速やかに様式第2-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を附して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第38条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第2-7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第2-8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第39条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第2-9により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第40条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第2-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第41条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第42条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第33条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第43条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第44条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第45条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第46条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第47条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第2-1-1による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(事業評価の実施)

第48条 交通サービス利便向上促進事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）

を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までにそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告する。

第49条 交通サービス利便向上促進事業については、自己評価等を基に地方運輸局等が二次評価を行うこととする。

2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

3 地方運輸局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第50条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

第2款 インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業

（補助対象事業等）

第51条 大臣は、補助対象経費について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本款における補助対象事業は、補助対象事業者が行う訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等とする。

3 前項の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備とは、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を実施するものとする。

4 本款における補助対象事業者は、次の各号に掲げる者を除いた旅客輸送を行う鉄道事業者及び軌道経営者（以下「鉄軌道事業者」という。）とする。

- 一 地方公共団体（第三種鉄道事業者を除く。）
- 二 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社
- 三 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者

（交付の対象等）

第52条 補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備等に直接要した本工事費（資産の購入を含む。）とする。

- 2 前項の補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
- 3 第1項の補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除が出来ない場合は、補助対象経費に係る消費税相当額を補助対象とするものとする。この場合においては、第54条に規定する補助金交付申請書に仕入控除ができない理由を記載した理由書を添付して提出しなければならない。かつ、様式第2-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出しなければならない。

(補助金の額)

第53条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に補助率 $1/3$ を乗じて得た額以内の額とする。

- 2 鉄道事業再構築事業実施計画（活性化法第23条第1項に掲げる計画について、同法第24条第3項の規定により大臣の認定を受けたものであって、当該計画に訪日外国人旅行者を含む観光誘客の取組が位置付けられているものに限る。以下「再構築計画」という。）に基づき補助対象事業者が補助対象事業に要する費用を関係地方公共団体（国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日における当該地方公共団体の直近の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。）が 0.46 未満である地方公共団体に限る。以下この項において「特定地方公共団体」という。）が負担するときは、前項の規定にかかわらず、国が交付する補助金の額は、第1号に掲げる額に第2号に掲げる額を加えて得た額とする。

- 一 特定地方公共団体が当該補助対象事業者に交付することとなる額（この号において「特定地方公共団体補助額」という。）に特定地方公共団体補助額に相当する国庫補助額を加えた額（次号において「特定補助対象経費」という。）に補助率 $1/2$ を乗じて得た額以内の額
- 二 補助対象経費から特定補助対象経費を除いて得た額に、補助率 $1/3$ を乗じて得た額以内の額

(補助金交付申請)

第54条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第2-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

- 2 再構築計画に基づいて実施される事業については、再構築計画の写しを添付するものとする。

(交付決定の変更等の申請)

第55条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第2-3による交付

決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 様式第2-1別紙2に掲げる各工事内容間の補助対象経費の配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第2-4による変更届を大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(準用規定)

第56条 第33条及び第35条から第50条までの規定は、第51条第2項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第48条から第50条中「交通サービス利便向上促進事業」とあるのは「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」と読み替えるものとする。

第3節 交通サービス調査事業

第1款 調査事業

(補助対象事業者)

第57条 本款における補助対象事業者は、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下この節において「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村とする。

2 前項の協議会は、以下の者によって構成される。

一 関係する都道府県又は市区町村

二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等

三 地方運輸局等

四 その他訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービスの実状、その利用促進の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

(交付の対象等)

第58条 大臣は、訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この款において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率については、別表3のとおりとする。

(補助金交付申請)

第59条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第3-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第60条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第3-2による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を附することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第61条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容の変更（軽微な場合を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第3-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な場合とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」（昭和30年中央連絡協議会）による。

(交付決定の変更及び通知)

第62条 大臣は、前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第3-4による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更の際に、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第63条 補助対象事業者は補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第64条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第3-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、当該補助対象事業者は、状況報告書にその理由を付して速やかに大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第65条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を

経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第3-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第66条 大臣は、前条に規定する完了実績報告書の提出を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、別表3に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第3-7による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第67条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第3-8による補助金支払請求書を提出しなければならない。

(事業の中止等)

第68条 補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第69条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第60条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、

その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第70条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第71条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第72条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第73条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第74条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第3-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(事業評価の実施)

第75条 調査事業による支援を受けた事業については、自己評価を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までにそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。

第76条 調査事業については、自己評価等を基に地方運輸局等が二次評価を行うこととする。

2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

3 地方運輸局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第77条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

第2款 利用促進事業

(補助対象事業者)

第78条 本款における補助対象事業者は、協議会又は都道府県若しくは市区町村とする。

(交付の対象等)

第79条 大臣は、利用促進事業及び利用促進の効果等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（次項において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率については、別表3のとおりとする。

(準用規定)

第80条 第57条第2項及び第59条から第77条までの規定は、本款において準用する。この場合において、第59条中「様式第3-1」とあるのは「様式第3-9」と、第75条及び第76条中「調査事業」とあるのは「利用促進事業」と読み替えるものとする。

第4編 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

(補助対象事業等)

第81条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本編における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表4に定めるものとする。

(補助金の額)

第82条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表4に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第83条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第4-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第84条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第4-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第85条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第4-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表4に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第一号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4-4による変更届を大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第86条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4-5による交付決定変更通知書を補助対

象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第87条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第88条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第4-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第89条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第4-7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第4-8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第90条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第4-9により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第91条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第4-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第92条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第93条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第84条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第94条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第95条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第96条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産等の管理等）

第97条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第98条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第4-1-1による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（準用規定）

第99条 第29条及び第48条から第50条までの規定は、第81条第1項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第29条中「交通サービスインバウンド対応支援事業」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と、同条第2項第2号の「地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み等」と、第48条から第50条中「交通サービス利便向上促進事業」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と読み替えるものとする。

附 則（観観産第690号）

この要綱は、平成28年2月29日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年度予算から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年11月28日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成29年度予算から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成30年度予算から施行する。ただし、第1編及び第2編の規定は、宿泊施設バリアフリー化促進事業について準用し、平成29年度第1次補正予算を充当するものに限り平成30年3月28日から施行する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1号	宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が共同して、当該宿泊事業者の訪日外国人の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数の向上を図る事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。）	宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が、宿泊施設のバリアフリー化を促進することにより、緊急時において、特に災害弱者となりやすい高齢者や障がい者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心の確保を図る事業（以下「宿泊施設バリアフリー化促進事業」という。）
第4条	補助対象事業者は、複数の宿泊事業	補助対象事業者は、宿泊事業者とす

	者その他関係する事業者等により構成される団体（以下「宿泊事業者等団体」という。）及びその構成員である宿泊事業者（以下「構成員宿泊事業者」という。）とする。	る。
第5条第1項	宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が補助を受けるためには、宿泊事業者等団体が構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるための計画（以下「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）を策定し、当該計画について国土交通大臣（以下「大臣」という。）の認定を受けなければならない。	宿泊事業者が補助を受けるためには、緊急時において、特に災害弱者となりやすい高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者が安全・安心を確保することができる避難場所等として利用できる宿泊施設のバリアフリー化を促進する事業を実施するための計画（以下「宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」という。）を策定し、当該計画について国土交通大臣の認定を受けなければならない。
第5条第2項柱書き	前項の訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画においては、様式第1-1により、次に掲げる事項を記載しなければならない。	前項の宿泊施設バリアフリー化促進事業計画においては、様式第1-1により、次に掲げる事項を記載しなければならない。
第5条第2項第1号	宿泊事業者等団体の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先	（削除）
第5条第2項第2号	宿泊事業者等団体の構成員の名称、住所、事業内容、代表者の氏名及びその連絡先	宿泊事業者の名称、住所、事業内容、総客室数、代表者の氏名及びその連絡先
第5条第2項第3号	構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働の現状とその分析	宿泊事業者の宿泊施設のバリアフリー化の現在の整備状況及び宿泊施設の訪日外国人宿泊者数の合計の現状
第5条第2項第4号	構成員宿泊事業者（補助を受けようとする者に限る。以下同じ。）全体の宿泊施設の平均客室稼働率（以下「全体稼働率」という。）と構成員宿泊事業者の宿泊施設の訪日外国人宿泊者数の合計（以下「合計外客宿泊者数」という。）の現状及び目標	宿泊事業者（補助を受けようとする者に限る。以下同じ。）のバリアフリー化の整備目標

第5条第2項第5号	前号の目標を達成するために宿泊事業者等団体が行う事業（以下「団体事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに団体事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法	（削除）
第5条第2項第6号	第4号の目標を達成するために各構成員宿泊事業者が行う事業（以下「個別事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに個別事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法	第4号の目標を達成するために宿泊事業者が行う事業の具体的な内容及びその実施時期並びに個別事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
第5条第2項第7号	団体事業又は個別事業の実施により第4号の目標達成が見込まれる理由	前号の事業の実施により第4号の整備目標の達成が見込まれる理由
第5条第2項第8号	訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき団体事業又は個別事業を行うこと並びに本要綱に基づく大臣への報告及び当該報告に係る大臣による公表についての構成員の同意	宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に基づき第6号の事業を行うこと並びに本要綱に基づく大臣への報告及び当該報告に係る大臣による公表についての宿泊事業者の同意
第5条第3項	宿泊事業者等団体の構成員は五の構成員宿泊事業者以上でなければならない。	（削除）
第5条第4項	大臣は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させる効果が特に高いと認められる訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に対して認定を行い、様式第1-2による計画認定通知書により宿泊事業者等団体に通知するものとし、当該認定を行った訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（以下「認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）については、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。	大臣は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、宿泊施設のバリアフリー化を促進する効果が特に高いと認められる宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に対して認定を行い、様式第1-2-1による計画認定通知書により宿泊事業者に通知するものとし、当該認定を行った宿泊施設バリアフリー化促進事業計画（以下「認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」という。）については、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。

	<p>とする。</p> <p>一 宿泊事業者等団体を構成する宿泊事業者数の数が多いこと</p> <p>二 第2項第4号の目標が同号の現状に比して高い目標であること</p> <p>三 団体事業又は個別事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと</p> <p>四 第2項第7号の目標達成が見込まれる理由が合理的であること</p>	<p>一 第2項第4号の整備目標が同項第3号の現在の整備状況に比して高い目標であること</p> <p>二 第2項第6号の事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと</p> <p>三 第2項第6号の事業の具体的な内容が宿泊施設のバリアフリー化を促進するため必要なものであること</p> <p>四 第2項第7号の目標達成が見込まれる理由が合理的であること</p> <p>五 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者の受入の安全安心の確保のために重要な宿泊施設と認められること</p>
第5条第6項	<p>第4項の認定を受けた宿泊事業者等団体（以下「認定宿泊事業者等団体」という。）は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画を変更しようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。</p>	<p>第4項の認定を受けた宿泊事業者（以下「認定宿泊事業者」という。）は、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画を変更しようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。</p>
第5条第7項	<p>大臣は、認定宿泊事業者等団体又はその構成員宿泊事業者が、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（前項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に従って、事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>	<p>大臣は、認定宿泊事業者が、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画（前項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に従って、事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>
第6条第1項	<p>大臣は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画認定に基づき宿泊事</p>	<p>大臣は、認定宿泊施設バリアフリー化促進事業計画に基づき宿泊事業</p>

	業者等団体又は構成員宿泊事業者が行う事業（以下この編において「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。	者が行う事業（以下この編において「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。
第6条第2項	補助対象経費は別表1に掲げるものに限る。	補助対象経費は別表1-1に掲げるものに限る。
第7条第1項	<p>宿泊事業者等団体は、補助対象事業の完了時期から二年の間、一年毎に認定計画の実施状況について、様式第1-3により、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、大臣に提出するものとする。</p> <p>一 宿泊事業者等団体の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先</p> <p>二 目標とそれに対する実績値の推移</p> <p>三 認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が実施した事業の具体的内容及び実施時期並びにこれらの事業を実施するために要した資金の額</p> <p>四 目標を達成した理由（達成できなかった場合はその理由）その他事業評価に関する事項及び当該事業評価を踏まえた次の一年間における事業の改善策</p>	（削除）
第7条第2項	大臣は、前項の報告書の提出を受けた時は、当該報告書に関する有識者委員会の意見を付した上で、すみやかに国土交通省のホームページにおいて当該報告書を公表するもの	（削除）

	とする。	
第7条第3項	構成員宿泊事業者は、補助対象事業の完了時期から二年の間、毎月、様式第1-4により、当該月における自らの宿泊施設の稼働率（以下「個別稼働率」という。）及び訪日外国人の宿泊者数（以下「個別外客宿泊者数」という。）を大臣に報告するものとする。	（削除）
第8条第1項	補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1-5による補助金交付申請書を大臣へ提出しなければならない。	補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1-3-1による補助金交付申請書を大臣へ提出しなければならない。
第8条第2項	補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、様式第1-6により課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。	補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、様式第1-4-1により課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。
第9条第1項	大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったと	大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったと

	きは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において交付決定を行い、様式第1-7による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。	きは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において交付決定を行い、様式第1-5-1による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。
第10条	補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ様式第1-8による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ様式第1-6-1による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
第11条第1項	大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第1-9による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。	大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第1-7-1による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。
第12条	補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第1-10による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。	補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第1-8-1による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。
第13条	補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第1-11による補助対象事業の中止申請書又は様式第1-12による廃止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第1-9-1による補助対象事業の中止申請書又は様式第1-10-1による廃止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
第14条第1項	補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めが	補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めが

	あったときは、すみやかに様式第1-13により、その旨を報告しなければならない。	あったときは、すみやかに様式第1-11-1により、その旨を報告しなければならない。
第14条第2項	補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに様式第1-14による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。	補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに様式第1-12-1による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。
第15条	補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第1-15による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。	補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第1-13-1による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
第16条	大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第1-16による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。	大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第1-14-1による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。
第17条	補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第1-17による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。	補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第1-15-1による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。
第19条第1項	補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告に	補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告に

	より補助金にかかる消費税仕入控除額が確定したときは、様式第1-18をすみやかに提出しなければならない。	より補助金にかかる消費税仕入控除額が確定したときは、様式第1-16-1をすみやかに提出しなければならない。
第20条第2項	補助対象事業者は、取得財産等のうち、第22条第1項及び同条第2項に規定するものについて、様式第1-19による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。	補助対象事業者は、取得財産等のうち、第22条第1項及び同条第2項に規定するものについて、様式第1-17-1による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。
第22条第2項	補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第1-20により大臣の承認を得なければならない。	補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第1-18-1により大臣の承認を得なければならない。
第24条第2項	この要綱（第2編に限る。）に定める申請書その他の書類は、第4条に規定する宿泊事業者等団体を通じて提出するものとする。	（削除）

別表1-1（附則関連）

宿泊施設インバウンド対応支援事業（「宿泊施設バリアフリー化促進事業」） （補助対象経費等）

補助対象経費	<p>① 旅館・ホテルの客室における躯体工事等を伴わない改修等でバリアフリー化を促進するものとして、次に掲げる箇所で行うもの</p> <p>(1) 客室出入口</p> <p>(2) トイレ</p> <p>(3) 浴室</p> <p>(4) 洗面</p> <p>② 旅館・ホテルの共用部における改修等でバリアフリー化を促進するものとして次に掲げる施設の共用部で行うもの、客室の統合等を伴う大規模改修（躯体工事等を伴うものに限る。）でバリアフリー化を促進するもの</p> <p>(1) 施設の出入口（直接地上に通ずるもの）</p> <p>(2) 出入口（(1)以外のもの）</p> <p>(3) 廊下その他これに類するもの</p> <p>(4) 階段</p>
--------	---

	<p>(5) 傾斜路 (6) エレベーターその他昇降機 (7) トイレ (8) 敷地内の通路 (9) 駐車場 (10) 標識 (11) 案内設備 (12) 案内設備までの経路</p> <p>※ ①、②のいずれについても、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成29年3月国土交通省）」に含まれるものに限る</p> <p>③ その他宿泊施設のバリアフリー化を促進するために必要であると大臣が認めた事業（宿泊事業者の人件費など経常的経費は補助対象外）</p>
補助率	① 定額 ② 1/2
補助金の額	<p>「①」 宿泊事業者に対する補助金の額は1事業者あたり100万円を上限とする</p> <p>「②」 宿泊事業者に対する補助金の額は1事業者あたり500万円を上限とする。</p>
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額</p> <p>(2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）</p>
備考	<p>※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。（申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。）</p> <p>※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。</p>

附 則

この要綱の改正は、平成30年10月4日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成31年2月19日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成31年度予算から施行する。

別表1（第6条第2項関連）

宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業（補助対象経費等）

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館内共用部の無料公衆無線LAN環境の整備 ・ 館内共用部の洋式便器の整備 ・ 自社サイトの多言語化（宿泊予約の機能を有するサイトに限る。） ・ 館内共用部の国際放送設備の整備 ・ 館内共用部の案内表示の多言語化 ・ オペレーターによる24時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備 ・ クレジットカード等決済端末の整備 ・ ムスリムの受入のためのマニュアルの作成 ・ 一の客室における無料公衆無線LAN環境、洋式便器及び多言語対応を図るための設備の完備 ・ その他宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると大臣が認めた事業（宿泊事業者等団体、構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の経常的経費は補助対象外）
補助率	1 / 3
補助金の額	<p>補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。</p> <p>ただし、訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき事業を行う宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者に対する補助金の合計額は、宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に150万円を乗じた額を上限とする。なお、宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は150万円を上限とする。また、一の特定宿泊事業者に対する補助金の額は150万円を上限とする。</p>
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額</p> <p>(2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）</p>
備考	<p>※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。（申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。）</p> <p>※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。</p>

別表 1 - 2 (第 27 条第 2 項関連)

宿泊施設バリアフリー化促進事業 (補助対象経費等)

補助対象経費	<p>旅館・ホテル等の宿泊施設において、バリアフリー化を促進するために実施する次に掲げる事業。ただし、平成 30 年度第 2 次補正予算を充当するものについては、(2)②に掲げるものに限る。</p> <p>(1) 客室における必要最低限の緊急改修等であって、次のいずれかに掲げる箇所で行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 客室出入口 ・ トイレ ・ 浴室 ・ 洗面所 ・ その他宿泊施設のバリアフリー化を促進するために必要であると大臣が認めた箇所 <p>(2) 次に掲げる①又は②</p> <p>① 共用部における改修等であって、次のいずれかに掲げる箇所で行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内の通路 ・ 駐車場 ・ 建築物の出入口、フロント等 ・ 廊下、屋内通路 ・ 階段 ・ エレベーターその他昇降機 ・ トイレ、洗面所 ・ 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室 ・ レストラン・食堂、宴会場・バンケットホール等 ・ その他宿泊施設のバリアフリー化を促進するために必要があると大臣が認めた箇所 <p>② 客室の大規模改修等 (車椅子利用者用客室等の整備)</p>
補助率	<p>(1) 定額 (上限 100 万円)</p> <p>(2) 1/2 (上限 500 万円。ただし、平成 30 年度第 2 次補正予算を充当するものについては、上限 1,000 万円)</p>
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額</p> <p>(2) 補助金交付決定額 (交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額)</p>
備考	<p>※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。(申</p>

	<p>請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。)</p> <p>※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

別表2 (第30条第2項関連)

交通サービス便利向上促進事業(補助対象事業者等)

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域(以下「地方部」という。)の路線に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)等の多言語又はピクトグラムによる表記(以下「多言語表記等」という。)、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・ クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入及び企画乗車船券のICカード化に要する経費 ・ 車両における荷物置き場の設置に要する経費 ・ 観光列車、サイクルトレインの導入、改造に要する経費 	1/3 1/2(多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費)
	鉄軌道事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社にあつては、地方交通線、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両又は駅のトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 	1/3
	鉄軌道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)の導入その 	1/3

		<p>他ITシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、設備整備費等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ等に限る。)及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ LRT整備計画に基づき実施されるLRTシステムの整備(訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。)に要する経費(低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費及び補償費) 	<p>1/3 2/5(※) 1/2(※)</p>
自動車	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者、バスターミナル事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、レンタカー事業者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入並びにスタッフのための外国語接遇等の研修(人件費は除く)に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・ 公共車両優先システム(PTPS)に係る車載器の整備(空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものに限る。)に要する経費 ・ 交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)、クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入、企画乗車船券のICカード化、レンタカーのETCカード対応、バスロケーションシステム(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)の導入その他ITシステム等の高度化に要する経費(シ 	<p>1/3(ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じていずれか少ない額、超小型モビリティの導入に伴う電気自動車用充電設備導入</p>

	<p>ステム開発費、設備整備費等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス車両又はバスターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 ・レンタカーの外国人ドライバー支援に要する経費 	<p>に要する工事費については10/10又は別途定める上限額のいずれか少ない額) 1/2(多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費)</p>
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費(ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造(一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの(ノンステップバス及びリフト付バス)及びユニバーサルデザインタクシーは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。))に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費) ・ジャンボタクシーの導入・改造(空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費 ・サイクルバス、オープントップバス、水陸両用バス等の導入、改造に要する経費 	
<p>地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に定めるもののうち、都道府県、市町村又は特別区をいう。)、民間事業者(法人格を有するもの)、協議会(地方公共団体、民間事業者等により構成される合議体をいう。)及びこれらの者に車両を貸与する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・超小型モビリティの導入(観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費(車両本体、車載機器類、電気自動車用充電設備の価格及び電気自動車用充電設備設置工事費) 	
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、バスターミナル事業者、一</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バスターミナル及びタクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ等に限る。))及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経 	

	<p>一般乗用旅客自動車 運送事業者、これら の者を構成員に含 む団体及び上記に 準ずるものとして大 臣が認定した者</p>	<p>費に限る。))</p>	
	<p>一般乗合旅客自動車 運送事業者、一 般乗合旅客自動車 運送事業者を構成 員に含む団体、及 び上記に準ずるも のとして大臣が認 定した者</p>	<p>・ BRTシステムの整備(訪日外国人旅行者の受入れ について計画的な推進を実施していると認められる 地域に限る。)に要する経費(連節車両の導入及びこ れと一体として整備する停留施設、公共車両優先シ ステム(PTPS)車載器)</p>	<p>1/3 2/5(※) 1/2(※)</p>
海事	<p>一般旅客定期航路 事業者、人の運送 をする不定期航路 事業者、旅客不定 期航路事業者、これ らの者に船舶を貸 与する船舶貸渡事 業者及び一般旅客 定期航路事業者、 人の運送をする不 定期航路事業者又 は旅客不定期航路 事業者を構成員に 含む団体</p>	<p>・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パ ソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用でき るものとし、経路検索又は予約システムを提供するも のに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語 化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。) 並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案 内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に 要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器 の整備に要する経費 ・ 船内座席の個室寝台化等に要する経費 ・ 交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限 る。)、クレジットカード等の利用又はQRコード決済を 可能とするシステムの導入、企画乗車船券のICカー ド化その他ITシステム等の高度化に要する経費(シ ステム開発費、設備整備費等) ・ 船内トイレの洋式化及び機能向上に要する経費</p>	<p>1/3 1/2(多 言語拡声 装置の導 入並びに 非常用電 源装置及 び携帯電 話充電器 等の整備 に要する 経費)</p>
	<p>一般旅客定期航路 事業者、人の運送 をする不定期航路 事業者及び旅客不 定期航路事業者</p>	<p>・ 旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費(段 差の解消(エレベーター、スロープ、ボーディングブリ ッジ等に限る。)及び多機能トイレの設置等に要する 経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工 事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要す</p>	

		<p>る経費に限る。))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客船ターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 	
	<p>一般旅客定期航路事業者、人の運送をする不定期航路事業者、旅客不定期航路事業者及びこれらの者に船舶を貸与する船舶貸渡事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客船の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(タラップ、エレベーター、客席及び手すり等に限る)及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) ・ サイクルシップの導入、改造に要する経費 	
港湾	<p>地方公共団体(港務局を含む。)、協議会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置等の多言語表記等、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・ 旅客船ターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費 	1/3
航空	<p>本邦航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し又は管理する者、地方公共団体及び協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線LAN環境の整備(機体への設置は除く。)に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、予約システムを提供するものに限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)並びに多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 	1/3 1/2(多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費)
	<p>本邦航空運送事業者及び航空旅客タ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空旅客ターミナル施設等の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ、航空旅 	

	ーミナル施設を設置し、又は管理する者	客搭乗橋、スロープ式タラップ等に限る。)及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) ・ 航空旅客ターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費	
企画乗車船券	公共交通事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、公共交通事業者で構成される団体等	・ 企画乗車船券発行等に要する経費(低廉な運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。)(ただし、対象路線等の距離の合計のうち、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社並びに大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者(地方部の路線を除く。)並びに特定本邦航空運送事業者の対象路線等の距離が占める割合が50%未満の場合に限り、かつ、日本政府観光局のホームページ、ポスター等により、多言語での情報提供を行うものに限る。)	1/3

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第2-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 鉄軌道事業者には、補助対象となる路線を運行する鉄軌道事業者以外の鉄軌道事業者であつて、当該路線に観光列車を運行させるために、自ら保有する鉄軌道車両の導入・改造等(導入・改造等後の鉄軌道車両が観光列車である場合に限る。)を行う鉄軌道事業者を含むものとする。
4. 「交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及び nimoca の全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。
5. (※)の補助率については、次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ右欄に掲げるところにより適用する。

事業	補助率
形成計画及び再編計画に基づいて実施される事業	2 / 5
形成計画及び再編計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業	1 / 2
形成計画及び再編計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1 / 2

6. 「レンタカー事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を受けた者をいう。
7. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領(平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。
8. 「一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。）」とは、公益社団法人日本バス協会が実施する安全性や安全の確保に向けた取組状況に係る評価認定を受けた貸切バス事業者を指す。
9. ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(平成24年3月28日付け国自旅第192号)に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。
10. 「超小型モビリティ」とは、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車をいう。
11. 本表「港湾欄」において協議会等とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。
- 一 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
 - 二 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)
 - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
12. 本表「航空欄」において協議会とは、空港法(昭和31年法律第80号)第14条第1項に規定する協議会をいう。

第3表（第58条第2項・第79条第2項関連）

交通サービス調査事業（補助対象経費等）

	補助対象経費	補助率
調査事業	(1)訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。) ・ 調査に要する費用(協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、訪日外国人旅行者等への周知事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等)	1/2 (上限 1,000万円)
利用促進事業	(1)利用促進に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。) ・ 公共交通マップ、総合時刻表等の作成(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)に要する経費 ・ 公共交通・乗継情報等の提供(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)に要する経費 ・ 訪日外国人旅行者等の割引運賃設定、企画乗車券発行等に要する経費(割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。) ・ 地域におけるワークショップの開催に要する経費 (2)利用促進の効果等の評価に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。) ・ 効果検証のための起終点(OD)調査や満足度調査等のフォローアップ調査費 ・ 協議会開催等の事務費	1/2
補助金の額 (利用促進事業 にあっては補助 対象経費の額)	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1)補助対象経費の実績額 (2)補助金交付決定額 (3)補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額	

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第3-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表4（第81条第2項関連）

地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業（補助対象事業者等）

	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
観光拠点情報・交流施設	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあっては、東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域(以下「地方部」という。))における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等	・ 訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域として国が選定した地域の市区町村に立地する観光拠点情報・交流施設(主要な観光地等における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した交流機会(体験・学習等)の提供を目的とした施設。以下この表において同じ。)における先進機能の整備(VR機器、デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器)、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語での情報発信に関わる整備・改良(案内標識、掲示物、ホームページ、コンテンツ作成、案内放送)、観光拠点情報・交流施設の整備・改良(施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、洋式トイレの整備及び機能向上等)に要する経費	1/3

観光案内所	<p>地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人観光案内所(日本政府観光局がカテゴリー I 以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。)における先進機能の整備(多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器)、無料公衆無線LAN環境の整備及びスタッフ研修(人件費は除く。)に要する経費 ・ 外国人観光案内所(日本政府観光局がカテゴリー II 以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。)における先進機能の整備(VR機器、デジタルサイネージ)、多言語情報発信に関わる整備・改良(案内標識、掲示物、ホームページ、コンテンツ作成、案内放送)、外国人観光案内所の整備・改良(施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、洋式トイレの整備及び機能向上等)に要する経費 	1/3
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等の発生時における訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている外国人観光案内所(日本政府観光局がカテゴリー I 以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。)における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 	1/2
公衆トイレの整備・改良	<p>地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社にあつては、地方交通線、大手民鉄及び大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域として国が選定した地域の市区町村に立地する外国人旅行者が現に多く使用している、もしくは今後多くの使用が想定される公衆トイレの洋式化及び機能向上に要する経費 	1/3

	手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等		
手ぶら観光	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空	・手ぶら観光カウンター(国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。以下この表において同じ。))における先進機能の整備(デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器)、無料公衆無線LAN環境の整備、クレジットカード等の利用又はQRコード受付・決済を可能とするシステムの導入、多言語での情報発信に関わる整備・改良(案内標識、掲示物、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、予約システムを提供するものに限る。))、コンテンツ作成、案内放送)、手ぶら観光カウンターの整備・機能強化(人件費は除く。)に要する経費	1/3

	港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等		
多様な宗教・生活習慣への対応力の強化	地方公共団体、DMO(DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人)、商工会議所、商工会、観光協会、その他地域における観光まちづくりに取り組む法人	・ムスリムなど宗教上又は生活習慣上の理由から配慮が必要な旅行者の受入環境整備に取り組む地域において、受入環境整備に必要な知識・接客能力の習得を図る学習や研究に要する経費(人件費は除く。)	1/3

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第4-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 本表「観光拠点情報・交流施設」、「観光案内所」、「公衆トイレの整備・改良」及び「手ぶら観光」欄において「協議会等」とは、空港法(昭和31年法律第80号)第14条第1項に規定する協議会に加えて、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
 - 二 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)
 - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
4. 観光案内所の項中「認定」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成30年4月)に基づく日本政府観光局の認定をいう。
5. 「公衆トイレ」とは広く無料で提供されているトイレをいう。
6. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる

可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。